

監事監査報告書

私たち監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 124 条及び一般社団法人日本建設機械工業会定款第 14 条に基づいて、一般社団法人日本建設機械工業会の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までにおける業務及び会計について監査を実施しました。

1 監査方法の概要


私たち監事は、理事会に出席したほか、理事等から業務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I - 5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書について監査し、併せて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を実施しました。


2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、適法かつ正確であると認めます。
- (2) 財務諸表等は、適法かつ正確であると認めます。

令和 4 年 4 月 18 日

一般社団法人 日本建設機械工業会

監 事 山 川 賢 司 

監 事 森 木 英 光 

監 事 執 行 裕 子 